

山村振興計画書（案）

| 都道府県名 | 市町村名 | 作成年度 (変更年度) |
|-------|---|-------------------|
| 岐阜県 | 恵那市 | 平成19年度 (令和8年度) |
| 振興山村名 | 笠置村、飯地村、中野方村（旧恵那市） 静波村、吉田村、三濃村（旧明智町） 串原村（旧串原村） 上村、下原田村（旧上矢作町） | |
| 指定番号 | 旧恵那市：昭和47年（第1041号） 旧明智町：昭和44年（第0575号） 旧串原村：昭和44年（第0576号） 旧上矢作町：昭和45年（第0800号） | |

I. 地域の概況

1. 自然的条件

（1）地理、地勢

岐阜県の東南端に位置する本市は、平成16年10月25日に、一部に山村振興法に基づく振興山村（以下「振興山村」という。）を有する旧恵那市と旧明智町、全域が振興山村である旧串原村と旧上矢作町、振興山村を有しない旧岩村町と旧山岡町の6市町村が合併して誕生した。

市域は、東西約32km、南北約36km、総面積は約504.24km²（岐阜県面積の約4.7%）で、その77%を山林が占めている。市内には大きく2つの水系が流れ、北部を流れる木曽川流域は、比較的平坦な地形で市街地が広がるが、木曽川以北は標高1,000m余りの笠置山山麓の緩傾斜地や丘陵に集落や耕地が開けている。また市南部を流れる矢作川流域は、西部ではなだらかだが、東部ではやや急峻で平坦地は少なく、山岳に囲まれた典型的な農山村地域である。

本市の振興山村（以下、「本地域」という。）は、市の北部と南部に位置している。北部地域は八百津町と白川町に、南部地域は中津川市と長野県、愛知県、そして瑞浪市に接している。振興山村の面積は294.41km²で、市総面積の約58.4%を占めている。

（2）気候

本市の気候は、太平洋気候の影響を受ける準内陸性の山地気候であり、夏季の気温較差は比較的大きく、冬季は冷え込みが厳しいものの降雪量は少なく、年間を通じて比較的安定した気候である。市の年間降水量は1,988mm（令和6年）と平均的ではあるが、夏季には比較的雨量もあり、概して農林業に適している。

2. 社会的及び経済的条件

(1) 人口の動向

本市の人口は、令和2年国勢調査においては47,774人で、最近10年間で11.1%減少している。そのうち、65歳以上の高齢者人口は、16,856人で高齢化率は35.3%となっている。

また、出生・死亡による自然増減については、最近10年間では、死亡数が徐々に増加する一方、出生数は低下しており、年間の自然減数が年々拡大しているとともに、転入・転出による社会増減においても、転出超過の傾向が続いている。

本地域の人口は、令和2年国勢調査においては7,404人で、市全体人口（47,774人）の約15.5%を占める。最近10年間の動向では、平成22年の9,236人に比べ19.8%減少しており、本市の平均を大きく上回っている。また、65歳以上の高齢化率は本市の平均を大きく上回る46.4%となっており、若者の流出や少子高齢化の進行が著しい。このため、担い手不足による森林、農用地などの管理機能が低下しつつある。

年齢階層別人口の動向

(単位：人)

| 年度 | 振興山村 | | | | | |
|------------------|---------------|--------------|--------------|----------------|----------------|----------------|
| | 総数 | 0～14歳 | 15～29歳 | 30～44歳 | 45～64歳 | 65歳以上 |
| 平成22年 (2010年) | 9,236 100% | 963 10.4% | 941 10.2% | 1,199 13.0% | 2,654 28.7% | 3,479 37.7% |
| 平成27年 (2015年) | 8,328 100% | 839 10.1% | 766 9.2% | 1,028 12.3% | 2,244 27.0% | 3,451 41.4% |
| 令和2年 (2020年) | 7,404 100% | 694 9.4% | 617 8.3% | 817 11.0% | 1,840 24.9% | 3,436 46.4% |

出典：山村カード / 国勢調査

備考

平成16年10月25日市町村合併

(単位：人)

| 年度 | 市全体 | | | | | | |
|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| | 総数 | 0～14歳 | 15～29歳 | 30～44歳 | 45～64歳 | 65歳以上 | 不詳 |
| 平成22年 (2010年) | 53,718 100% | 7,052 13.1% | 6,984 13.0% | 9,163 17.1% | 14,873 27.7% | 15,542 28.9% | 104 0.2% |
| 平成27年 (2015年) | 51,073 100% | 6,364 12.5% | 6,207 12.1% | 8,558 16.8% | 13,268 26.0% | 16,620 32.5% | 56 0.1% |
| 令和2年 (2020年) | 47,774 100% | 5,499 11.5% | 5,593 11.7% | 7,096 14.9% | 12,429 26.0% | 16,856 35.3% | 301 0.6% |

出典：国勢調査

備考

平成16年10月25日市町村合併

(2) 財政の状況

平成16年の合併により本市の財政規模は、合併をしていない類似団体と比較しても非常に大きいものとなっている。地域産業の不振に加えて、生産年齢人口の減少により税収が低迷する一方、高齢者人口の増加により医療・介護サービス等に対する財政支出が増加しており、財政状況は厳しいものとなっている。

併せて、合併後に有効活用してきた合併特例債が令和7年度の借入れをもって終了するため、投資的事業の財源確保に当たっては、より一層厳しい状況になる。

市町村財政の状況（市全体）

(単位：千円、%)

| 区分 | 平成27年度 | 令和2年度 |
|-----------------|------------|------------|
| 歳入総額 A | 31,039,959 | 35,421,787 |
| 一般財源 | 18,995,162 | 18,607,251 |
| 国庫支出金 | 2,152,774 | 8,966,490 |
| 都道府県支出金 | 1,994,093 | 2,179,430 |
| 地方債 | 2,272,100 | 2,198,300 |
| その他 | 5,625,830 | 3,470,316 |
| 歳出総額 B | 29,541,054 | 33,691,617 |
| 義務的経費 | 12,405,373 | 12,469,905 |
| 投資的経費 | 2,614,080 | 3,561,023 |
| うち普通建設事業 | 2,592,256 | 3,134,563 |
| その他 | 14,521,601 | 17,660,689 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 1,498,905 | 1,730,170 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 58,544 | 279,283 |
| 実質収支 C-D | 1,440,361 | 1,450,887 |
| 財政力指数 | 0.47 | 0.46 |
| 公債費負担比率 | 20.4 | 18.2 |
| 実質公債費比率 | 8.4 | 1.0 |
| 経常収支比率 | 85.2 | 86.4 |
| 地方債現在高 | 32,326,768 | 26,179,252 |

出典：市町村決算カード（総務省）

(3) 土地利用の状況

本地域の面積の80.1%は森林のため、平坦地の少ない特殊条件下に置かれており、企業誘致等は望めず、土地利用には必然的に制約が生じている。一方、耕地は面積の約1.4%であり、そのほとんどは小区画の水田となっている。

土地利用の状況

(単位 : ha)

| 年度 | 振興山村 | | | | | | | |
|------------------|----------------|-------------|-------------|------------|------------|--------|-----------------|-----------------|
| | 総土地面積 | 耕地面積 | | | | 林野面積 | | |
| | | 田 | 畑 | 樹園地 | その他 | | 森林 | |
| 平成22年 (2010年) | 29,418 100% | 521 1.8% | 393 1.3% | 95 0.3% | 28 0.1% | 5 - | 25,214 85.7% | 25,214 85.7% |
| 平成27年 (2015年) | 29,418 100% | 484 1.6% | 385 1.2% | 75 0.3% | 24 0.1% | 0 - | 23,536 80.0% | 23,536 80.0% |
| 令和2年 (2020年) | 29,418 100% | 410 1.4% | 324 1.1% | 60 0.2% | 26 0.1% | 0 - | 23,569 80.1% | 23,569 80.1% |

出典：山村カード

備考

平成16年10月25日市町村合併

(単位 : ha)

| 年度 | 市全体 | | | | | | | |
|------------------|----------------|---------------|---------------|-------------|------------|------------|-----------------|-----------------|
| | 総土地面積 | 耕地面積 | | | | 林野面積 | | |
| | | 田 | 畑 | 樹園地 | その他 | | 森林 | |
| 平成22年 (2010年) | 50,424 100% | 3,380 6.7% | 2,640 5.2% | 742 1.5% | ※畑に含む — | ※畑に含む — | 38,884 77.1% | 38,588 76.5% |
| 平成27年 (2015年) | 50,424 100% | 3,350 6.6% | 2,620 5.2% | 734 1.4% | ※畑に含む — | ※畑に含む — | 38,959 77.3% | 38,663 76.7% |
| 令和2年 (2020年) | 50,424 100% | 3,340 6.6% | 2,610 5.2% | 734 1.4% | ※畑に含む — | ※畑に含む — | 38,956 77.3% | 38,660 76.7% |

出典：総土地面積 / 全国都道府県市区町村別面積調、耕地面積 / 耕地面積調査、林野面積 / (世界) 農林業センサス

備考

平成16年10月25日市町村合併

(4) 産業構造の動向

本市の産業は、令和2年度の生産額ベースで、第一次産業1.1%、第二次産業44.1%、第三次産業54.8%となっている。岐阜県全体と比較して第一次産業の割合が高いのが特徴であり、特に農業において、米、夏秋トマト、栗等を中心に生産されているが、生産者の高齢化、担い手不足、経営規模が小さい等の理由により生産性及び効率性は低い。また、第二次産業では本市西部の工業団地を中心にプラスチック製品製造業の製造出荷額が最も多く、第三次産業では、卸売・小売業の割合が最も高いが、本市北部に位置する県立自然公園指定の恵那峡や本市南部に位置し、伝統的建造物群保存地区にも指定されている岩村城下町を中心とした観光業も盛んである。

本地域の産業は、農林業が基幹的産業として営まれてきたが、零細な農林業経営による所得の低下、若年労働力の都市への流出、農林業従事者の高齢化等により、生産活動の停滞が進み、安定し確実な現金収入が得られる第二次産業、第三次産業への労働力流出が続いている。

産業別生産額の動向

(単位：百万円)

| 年度 | 市全体 | | | |
|------------------|---------|-------|--------|---------|
| | 全体 | 1次産業 | 2次産業 | 3次産業 |
| 平成22年 (2010年) | 188,456 | 2,743 | 66,441 | 119,272 |
| | 100% | 1.5% | 35.2% | 63.3% |
| 平成27年 (2015年) | 192,570 | 3,085 | 70,383 | 119,102 |
| | 100% | 1.6% | 36.6% | 61.8% |
| 令和2年 (2020年) | 205,219 | 2,323 | 90,509 | 112,387 |
| | 100% | 1.1% | 44.1% | 54.8% |

出典：岐阜県市町村民経済計算

備考

平成16年10月25日市町村合併

(5) 医療の状況

地域医療を取り巻く現状は、人口減少、少子高齢化に伴い、患者数及び医業収益の減少、医療人材の確保が困難など厳しい状況にある。今後、施設の老朽化対策や医療機器の更新など費用負担が大きくなる。地域の医療ニーズに対応する医療提供のための医師や看護師などの医療人材の確保が喫緊の課題となっている。日常的に相談でき、緊急の場合にも対処できるかかりつけ医をもつことが求められている。しかし、本地域においては医師不足といった状況があり、近所でかかりつけ医をもつことや往診を受けることが難しいケースがある。

また、高齢により車の運転ができない方が増え、通院が困難な方などに医療機関に通う以外の方法である移動サービス等の提供が課題となっている。

（6）就業者の動向

本市における産業別就業人口は、令和2年で第一次産業1,152人（市全体就業者総数の4.8%）、第二次産業8,611人（同35.6%）、第三次産業14,408人（同59.6%）と第三次産業が全体の半数以上を占める。平成27年と比較すると、第一次産業で0.8ポイント減少しているが、第二次産業及び第三次産業は増加している。

本地域における産業別就業人口は、令和2年で第一次産業309人（振興山村就業者総数の8.5%）、第二次産業1,314人（同36.1%）、第三次産業2,018人（同55.4%）となっている。本市全体と比較すると、第一次産業で3.7ポイント高い。特に農林業の割合が高いのが特徴である。

産業別就業人口の動向

（単位：人）

| 年度 | 振興山村 | | | | 市全体 | | | |
|------------------|-------|------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
| | 全体 | 1次産業 | 2次産業 | 3次産業 | 全体 | 1次産業 | 2次産業 | 3次産業 |
| 平成22年 (2010年) | 6,072 | 502 | 2,333 | 3,237 | 26,116 | 1,500 | 9,561 | 15,055 |
| | 100% | 8.3% | 38.4% | 53.3% | 100% | 5.7% | 36.6% | 57.7% |
| 平成27年 (2015年) | 4,016 | 364 | 1,501 | 2,151 | 25,767 | 1,435 | 9,108 | 15,224 |
| | 100% | 9.1% | 37.4% | 53.5% | 100% | 5.6% | 35.3% | 59.1% |
| 令和2年 (2020年) | 3,641 | 309 | 1,314 | 2,018 | 24,171 | 1,152 | 8,611 | 14,408 |
| | 100% | 8.5% | 36.1% | 55.4% | 100% | 4.8% | 35.6% | 59.6% |

出典：国勢調査、山村カード

備考

平成16年10月25日市町村合併

II. 現状と課題

1. これまでの山村振興対策の評価

本地域は、昭和44年度から46年度にかけて旧恵那市、旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町が振興山村の指定を受け、第一期山村振興計画を策定し、以後昭和58年度までにそれぞれが第三期までの対策を実施した。平成3年から8年にかけて、旧明智町、旧串原村ではそれぞれが第四期山村振興計画を策定し、以後各般の事業が実施された。さらに平成11年度には旧串原村と旧上矢作町で第五期対策、合併後の平成19年度に新法対策（第六期）の計6期に係る山村振興計画を策定し、道路交通網の整備、農林業生産基盤の整備、経営近代化施設の整備、交流施設の整備、社会生活環境等の整備を中心に各種施策を講じてきた。

この結果、道路交通網の整備による地域住民の生活圏の拡大、農道や林道整備による農林業経営の合理化、簡易水道施設の整備による住民生活の向上、交流施設の充実等各分野において多大な成果を上げることができた。

しかしながら、これまでの各般の山村振興施策の実施にもかかわらず、本地域と他地域との格差は依然として解消されておらず、集落を結ぶ道路及び集落内道路の整備、産業の生産基盤、経営近代化施設の整備、社会生活環境施設の整備等が未だ十分とは言えない。また、若者が定住できる就業の場はなかなか増加せず、若年層の都市への流出により農林業の担い手の減少に拍車がかかる等、森林、農用地等の管理水準の低下をはじめとした課題が残されており、これらの是正のための整備を進める必要がある。

さらに、依然として人口減少には歯止めがかからず、平成22年国勢調査－令和2年国勢調査における人口の減少率は市内13地区のうち本地域が上位を占め、自然減、社会減の拡大と相まって少子高齢化の進行は著しい状況である。

2. 最近の社会、経済情勢の変化

本市では、合併後の平成18年度に第1次総合計画を策定し、「人・地域・自然が調和した交流都市」を、平成28年度からの第2次総合計画では、「人・地域・自然が輝く交流都市～誇り・愛着を持ち住み続けるまち～」を将来像に掲げ、まちづくりを進めてきた。本地域においても、総合計画の基本目標を基軸とし、地域の活性化を目指して様々な施策を展開してきた。

しかし、本地域の主要な財源収入である地方交付税、国庫補助金は年々減少し、起債等により歳入を確保する状況で、歳出面においては高齢者人口の増加等により医療費や社会保障等の負担が増大し、これまでと同等の行政サービス水準を維持することが困難になることが危惧されている。

また、他地域に比べ急速に高齢化も進んでおり、令和2年国勢調査による高齢化率では、市内13地区のうち上位を本地域が占めている。こうした傾向には、地域内における就業機会の不足、生活環境の未整備等の理由による若年層の都市部への流出が影響しており、地域の活性化においても大きな障害となっている。他方、移住定住施策により少数ながらも一部の地域では都市部からの移住者もあり、各種事業施策の効果が徐々にではあるが見受

けられる。

3. 森林、農用地等の保全上の問題点

戦後活発な造成が行なわれ、成熟度の高い人工林を形成しているため、森林資源は比較的充実している反面、林業の担い手の減少、高齢化に加え、近年の木材価格の低迷と労賃等の生産コストの上昇により、林業の採算性は悪化してきており、林業への経営意欲の減退が見られる。そのため、間伐等の管理も十分に行われていない状況であり、林業を取り巻く環境は厳しさを増している。

農用地については、ほ場整備がほぼ完了し、優良農地が確保されているものの、農家のほとんどは経営規模が小さい第二種兼業農家であり、生産性も低いことから、総所得に対する農業所得の占める割合は低い水準にとどまり、また、年間を通じて恒久的な所得が無いこと等から就業者が減少しており、後継者不足や近年の鳥獣被害の増加と相まって、耕作放棄地が増加する傾向にある。

このため、山地災害の防止、水源のかん養等、公益的機能が十分に発揮されるための森林の適正な管理ができなくなっている。また、農地においても遊休化による荒廃が進み、適正な管理に支障をきたす恐れがある。

このような状況は、近年の人口減少や高齢化の進行により拍車がかかっている状況であり、森林、農用地の有する国土保全機能の十分な発揮に向け、農林地の効率的な保全管理技術の導入や、農林産物等の利活用と併せた保全活動の推進等、持続可能な仕組みの導入が急務となっている。

4. 課題

所得の低迷や就業場所の減少等による若年層の都市部への流出が一因となり、本地域は人口減少や高齢化の進行が他地域に比べ顕著であり、このままでは山村の有する多面にわたる機能の発揮を支える地域社会が衰退する恐れがある。

山村の維持・発展を図るために、地域における所得と雇用機会を確保することが不可欠であるが、山村の立地条件等により、他地域からの産業導入にはおのずから制約がある。

また、森林を活用した再生可能エネルギー資源や農林産物については、地域内での自給のみならず、他地域への供給や6次産業化による商品の付加価値を高めた物品の販売ができる潜在力を有しているが、企画やコーディネートする人材や労働力不足のために十分に活用できていない。

このため、他地域との格差を解消するための産業基盤の整備を図るこれまでの視点に加え、地域資源を活用し、安定的に雇用を確保できる企業の育成や農林業の後継者を育成するとともに、地域の特性を生かした商品開発・生産、地域の魅力を生かした地域産品の販売促進、豊かな自然を生かした観光の振興等により山村の活性化と移住定住の促進が不可欠となっている。

また、市内公共交通においては、本地域と市の中心部との間に路線バスが運行されているものの幹線道路のみの運行で利便性に欠けていることから、各集落から公共交通網へと結ぶ交通手段の確保が大きな課題となっている。

III. 振興の基本方針

1. 本地域の自然的、社会的及び経済的条件の特徴と抱える問題点等

本地域は、市域の58.3%を占め、総面積294.18km²のうち80.1%が森林である。土地は肥沃で雨量も多く、樹木等の成育に適していることから、かつては第一次産業が基幹的産業であった。しかし、近年の農林業の不振による所得の低下に加え、経営規模は零細で、生産性の低い稻作中心の第二種兼業農家が多くを占めるため、経済的には他の産業に大きく依存している。地理的にも名古屋圏の都市部へは比較的近距離であるため、日常生活の便利さと魅力ある職場を求めて、新規学卒者を中心に若年層の都市部への流出が進み、それに伴って農林業の後継者不足、高齢化という悪循環を招いている。

結果、農林業の生産活動を通じて発揮される国土や自然環境の保全、良好な景観の形成や伝統文化の継承といった山村の有する多面にわたる機能が十分に発揮されていない状況にある。

2. 本地域の特性を生かした地域活性化の方針及び森林、農用地等の保全の方針

名古屋圏の重要な水源地に位置する本地域は、森林や農地を抱え、水源のかん養や治山治水等の重要な公益的機能を担っている。また、山村が果たしている機能や持っている価値を維持していくためには、そこに人の暮らしがあり、美しい自然やその地の歴史、伝統文化に誇りを持ち生き生きと暮らしていくことが大切である。

一方、近年では人々の関心も、自然との触れ合いや環境問題へ高まっており、経済的豊かさ重視の生き方から、心の豊かさ、ゆとりを楽しむという生き方に価値観が転換しつつあることから、これまでの交通・産業・社会・生活環境基盤整備による地域格差の是正という視点に加え、都市部を含めた他地域との連携や交流等を図りながら、積極的な振興施策を展開していくことが重要である。

こうしたことを受け、本地域の振興方針は、森林・農用地の保全を図りながら、美しい農村景観を形成し、新たな視点から交流産業を創出するとともに、経済の活性化を促し、快適でゆとりある生活環境をつくり、個性豊かな魅力ある山村地域の構築を目指すこととする。

3. 山村振興の目標を達成するための主な方法

本地域の振興方針を踏まえ、目標を達成するためには、山村に安心して暮らすことができなければならない。そのために、交通網整備や社会・生活環境整備を進め、それと合わせて災害に強い森林づくり、医療の確保、鳥獣被害防止等の対策を進め、安全で安心できる山村振興政策を推進することとする。

① 道路交通網及び情報基盤の整備：「便利に安心して暮らす」

市民生活の向上や産業の活性化を図るため、都市部や市中心部から本地域へ通じる国道や主要地方道など、主要なアクセス道路、集落間を結ぶ市道や橋梁について、円滑な通行を促す整備を推進するとともに、集落の広域的な共存関係が十分機能し、安全で安

心できる移動空間の確保を推進する。

整備にあたっては、限られた財源の中で質の良い事業を行なうため、選択と集中の視点の下、整備方針を策定し必要な道路整備を実施する。

また、市内の基幹ネットワークを冗長化し、災害時等においても行政情報を住民が等しく受けられるよう、ネットワークの強靭化を推進する。

② 地域の特性を活かした産業振興：「まちを元氣にする」

本地域の基幹的産業である農業の振興については、地域農業の担い手である認定農業者と後継者の確保や集落営農等の生産組織を育成するとともに、地域の特性を生かした栗などの農作物の産地化やブランド化、6次産業化を推進する等、生産・流通体制の整備を促進して、若者・高齢者に対する就業の場の確保と所得の向上に努め、生産性の高い農業と経営の安定を図る。

林業については、森林の有する多面的機能を高度に発揮するため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的・重点的に実施しながら、森林施業共同化の促進及び林業従事者や後継者の育成、確保を図り、里山すべてが資源とする考え方の下、生産性の向上・経営所得の安定化に向けた支援や生産基盤等の維持・整備を図り、林業・木材産業の活性化を促進する。

③ 教育環境の整備：「いきいきと暮らす」

本地域に愛着と誇りを持った人材を育成していくため、児童生徒にとって望ましい教育環境や通学における地域事情など、総合的な観点から学校規模の適正化について検討する。また、学校施設の建設年度や老朽度を考慮して改修を図る。

コミュニティセンターを地域のまちづくり活動の拠点として整備・充実をし、生涯学習の推進を図る。

④ 社会・生活環境の整備：「便利に暮らす」

快適で充実した生活を確保するため、老朽化した水道施設の更新を推進し、安全で安定した水の供給を図る。また、汚水処理は下水道・農業集落排水処理施設や合併処理浄化槽の整備による効果的な整備により、環境に配慮した快適な生活環境の形成を促進する。

⑤ 高齢者福祉の確保と向上：「安心して暮らす」

本地域内は、他地域と比べ高齢化率が高いため、誰もが安心して生活できるよう病院や診療所との連携等、地域の医療体制を充実するとともに、救急体制の強化を図る。また、要介護高齢者の増加に対応するべく、行政や各種団体と地域が連携したケア体制の充実を図る。

⑥ 森林・農用地等の管理保全：「まちの魅力を高める」

森林が持つ水源涵養機能や大気の浄化、治山、治水等の公益的機能を継続的に発揮させるため、各種関係団体の支援を推進するとともに、流域全体の広域的な連携による森林整備と保全を促進するとともに、紅葉する木を植樹するなど森林を生かした交流人口の増加を目指す。

あわせて、多面的機能支払制度の活用により、集落が本来担ってきた相互扶助機能を維持し、遊休荒廃化を防止するとともに、豊かな自然環境と快適な生活環境を有する地域づ

くりを進める。

鳥獣対策については、里山保全により生態系保護に努める一方、有害鳥獣に対しては、捕獲や狩猟、侵入防止対策により農林作物への被害の軽減を図る。

⑦ 交流人口と定住人口の促進と拡大：「みんなでまちをつくる」

田舎暮らし体験などにより都市住民との交流を図るとともに、山村への親しみや理解を深め、安らぎをもたらすという観点から、本地域にある豊かな自然環境資源を最大限に活用し、農業体験の企画やイベントの開催などにより、都市と農村交流の促進を図り、交流人口や定住人口の拡大を図る。

これらを達成するための重点振興施策は次のとおりとする。

- ・ 地域の特性を活かした産業振興、都市との交流促進
- ・ 道路交通網の整備、情報基盤の整備
- ・ 教育環境の整備、社会・生活環境の整備、高齢者福祉の確保と向上、森林農用地等の管理保全

IV. 振興施策

1. 振興施策

（1）交通施策

- ・ 集落間や都市間を結ぶ幹線道路の整備にあたっては、近隣他都市との連携強化を図りながら、地域の円滑な交通と生活環境の向上を図る。
- ・ 市道の整備については、国道、県道との効果的な連携を図りながら、特に改良の進んでいない地区を中心として計画的に整備を進め、生活道路としての運行を円滑化するとともに、安全性の確保を図る。
- ・ 各地域から市内幹線道路を走る公共交通網へ繋ぐ有償運送については、多様な担い手と連携を取りながら、支援を図る。併せて、バス等の公共交通機関の維持に努め、総合的な利便性の向上を図る。

（2）情報通信施策

- ・ 基幹ネットワークを冗長化することで、災害時等においても行政情報を住民が早く受けられるためのネットワークの強靭化を図る。

（3）産業基盤施策

- ・ 本地域と他地域を結ぶ基幹的な林道の整備を行ない、森林施業の効率化や通行車両の安全確保と地域住民の生活環境の改善を図る。また、間伐材の活用に向け、搬出するための作業道の整備の支援を行う。
- ・ 県営中山間地総合整備事業により、付加価値を高めた地域産品の生産を図る。
- ・ 農業の生産性向上と農家の高齢化に対応した省力化及び経営の合理化を図るため、ほ場整備を行なうとともに、農業生産活動が継続的に行なわれるよう、中山間地域等直接支払交付金等の交付金制度を活用するなど、耕作放棄地の増加を抑制し、集落の活動体制の維持・強化活動を推進する。
- ・ 各種関係団体の支援を推進し、森林への作業路の開設、間伐、下刈り等の実施により、水源地としての機能を保持しつつ、計画的な森林整備と保全を図る。

（4）産業振興施策

- ・ 低迷する農林業の振興を図るため、農林産物の処理加工施設の整備等により経営の近代化と地域の特性を生かした農作物の産地化、ブランド化や農林産物の6次産業化を推進するなど生産・流通体制の整備を促進して、若者・高齢者に対する雇用の場の確保と所得の向上に努め、生産性の高い農業と経営の安定を図る。
- ・ 自然豊かな里山を地域全体で環境保全を進めながら、中山間地域農業の活性化を図るとともに、都市との交流を通じて豊かで潤いのある地域社会づくりを促進する。
- ・ 地域の基幹産業である林業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の資源を生かす組織を設立し、里山すべてを資源とした考え方の下、間伐材を利用した薪の販

売や木材のブランド化を推進し、所得の向上と雇用機会の創出を通じて地域経済の活性化と定住促進を図るとともに、担い手の人材の確保と育成の醸成を図る。

- ・ 自然、歴史、産業、伝統文化及び温泉などの地域資源とともに、森林を生かした体験型の観光レクリエーションやイベントを開催する。

（5）防災に関する施策

- ・ 斜面崩壊や浸食による土砂災害が発生しやすい地形に対応するため、森林の間伐や再造林を計画的に進め、保安林機能を強化しながら、災害に強い地域づくりを推進する。
- ・ 防災・減災の観点から、交通施設や水道・下水道施設の更新、耐震化を進め、災害時にも生活基盤を維持できる環境を整える。
- ・ 災害発生時に迅速な避難・救助・復旧が可能となるよう、避難施設や防災倉庫などの整備を進め、緊急輸送路の確保や関係機関との連携体制を強化する。
- ・ 地域ぐるみで防災力を高めるため、ハザードマップの更新や防災訓練を実施し、市民が災害時に適切な行動を取れるような体制を構築する。

（6）医療に関する施策

- ・ 医療においては、施設が老朽化していることから計画的な整備が必要となってい る。病院や診療所との連携等、地域の医療体制を充実するとともに、広域にわたり 集落が点在しており、通院のための交通の利便性も悪いことから、患者の移送手段 を確保し、通院の利便性向上を図る。
- ・ 医療従事者の相互支援を行う事により地域医療提供体制を図る。
- ・ 医療情報をデジタル化し共有を図り、遠隔からでも患者の医療情報を確認する事が出来 る仕組みづくりを検討する。
- ・ 通院が困難な方などに医療機関に通う以外の方法として、オンライン診療や患者宅へ伺 う移動診療車を検討する。
- ・ 住み慣れた暮らしを守るため医療・介護・福祉に携わる人の連携を強化し、分野を跨いで 生活の質を向上するため情報共有の仕組みづくりを構築する。
- ・ 老朽化した設備の建て替え若しくは改修等を行う。

（7）社会福祉施策

- ・ 介護を必要とする高齢者が自宅で主体的に生活しつつ、介護サービスが適切に受けられるよう、介護施設の整備や老朽化した特別養護老人ホームの改修等の事業を 推進し、介護サービスの充実及び高齢者福祉の向上を図る。
- ・ 高齢者などを中心に買い物が困難な方が多いため、日常的な買い物や生活用品などの購入に当たり、買い物代行や移動販売、地域の商店の維持を図る。
- ・ 障がい者の福祉の向上を図るため、障害福祉サービス、相談支援、障害児童通所 支援等の確保及び充実、従事する者の確保、事業を行う事業所等の整備及び提供さ れる障害福祉サービス等の内容の充実を図る。

- ・複雑化・複合化した課題を持つ家庭及び制度の狭間にいる人の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制の構築を図る。
- ・生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、地域における自立・就労支援や継続的な相談支援などの体制を構築することにより、生活困窮者の自立促進を推進する。
- ・健康で文化的な最低限度の生活を保障する憲法第25条の趣旨にのっとり、その自立を助長するため、困窮の程度に応じた必要な保護を実施していく。

(8) 文教施策

- ・伝統文化、芸術、スポーツ等の振興を推進するため、担い手や指導者の育成を図り、老朽化が進行している施設については計画的な整備に努める。
- ・教育環境の充実を図るため、建築から長い年月が経過し、老朽化が著しく進行している小学校の校舎および屋内運動場については、児童の安全性や学習環境の質に影響を及ぼすおそれがあるため、施設の改修工事を計画的に実施し、児童が安心して学び、健やかに成長できる環境の整備に努める。
- ・生涯学習及び地域のまちづくり活動の拠点となるコミュニティセンターにおいては、建築から長い年月が経過し、老朽化が著しく進行しているため、計画的な整備に努めるとともに、地域の新たな学びの場として、児童・生徒が自主的に学習でき、地域と連携した多様な学びができる環境の整備に努める。

(9) 社会、生活環境施策

- ・本地域は、独居高齢者や高齢者世帯が他地域と比べて多く、その中には限界集落に近い地域もある。また、広域にわたり集落が点在しているため、地域内の火災・豪雨災害時等の対応には消防団の充実が不可欠なことから、地域の消防・防災力を強化するため耐用年数の経過している消防団の設備について順次更新し、地域防災力の充実強化を図る。
- ・飲料水の安定供給を図るため、老朽管の布設替え等を行い、耐震化と漏水防止を図る。
- ・イノシシ、シカ、サル、ハクビシン等有害獣による農林作物の被害を防止するため、農用地への侵入を防ぐ電気牧柵等の効果的な設置を推進する。

(10) 移住・交流施策

- ・田舎暮らし体験などにより都市住民との交流を図るだけでなく、山村への親しみや理解を深め、安らぎをもたらすという観点から、そこにある豊かな自然環境資源を最大限に活用し、農業体験の企画やイベントの開催などによる都市と農村交流の促進を図るとともに、交流人口や定住人口の拡大を図る。
- ・若年層の都市部への流出等が要因となり、人口減少が進行する中、本地域内には空き家が多く残されている。都市部からの移住希望者が増えつつある中、現在ある空き家を活用し、移住・定住者の拡大を図るため、定住促進のための住宅を整備する。併せて、受け入れ体制の強化を図る必要があることから、地域内外からの多様

な担い手の受け入れと育成を推進する。

- ・ 地域おこし協力隊などの人材を積極的に活用することで、集落及び地域全体の維持・活性化を図り、誇れる故郷づくりを推進する。

(11) 担い手施策

- ・ 第1次産業就業者の減少や高齢化が進む中、山村地域の基幹産業である農林業は、農産物価格の低迷や気候に左右されやすいことから安定した所得が得られにくいため停滞しており、後継者不足や若年層の流出という問題が生じている。結果、遊休農地や耕作放棄地の増加に拍車がかかり、農業の生産活動を通じて発揮される農用地等の保全が適切に行なわれていない状況にある。
- ・ 農地中間管理事業の活用により、地域の中核的な担い手や経営体及び地域内外からの新規就業者を積極的に確保し、担い手や経営体の育成を推進する。
- ・ 関係人口・定住人口の増加を図ることを目標に、移住体験やイベントへの参加者を増やし、地域のファン・応援団を増加させ、最終的な移住へ繋げる。

(12) 自然環境の保全及び再生に係る施策

- ・ 山地の保全を図るため、治山事業を推進するとともに、土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、公共施設等の保全を図るため、砂防事業を推進する。
- ・ 豊かな自然環境を生かした景観形成を促進します。

(13) その他

- ・ 本地域の自然豊かな国土は、地域住民だけでなく国民の財産であり、財産を守るという観点から、土地情報を正確なものにするため、地籍調査を推進する。
- ・ 本地域固有の水資源を活用した小水力発電により、地域で使用するエネルギーの自給率を高めるとともに、環境保全に配慮した再生可能エネルギー産業の創出を図る。

2. 産業振興施策促進事項の有無

| 産業振興施策促進事項の記載 | 記入欄 (該当する欄に○を記入) |
|---------------|---------------------|
| 記載あり（別紙参照） | |
| 記載なし | ○ |

V. 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本地域は、振興山村の指定のほか、旧山岡町、旧明智町、旧串原村と旧上矢作町が過疎法に基づく過疎地域（一部過疎）に指定されており、過疎地域自立促進特別措置法に基づく「恵那市過疎地域自立促進計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）」が策定されている。

このため、振興施策の実施にあたっては、恵那市過疎地域持続的発展計画の趣旨を踏まえ、地域資源を活用した多様な産業の展開や就業機会の確保等に努める。

また、本市では、令和8年度に第3次恵那市総合計画（計画期間：令和8年度～令和27年度）を策定し、「自然とともにひととまちが輝く活力あふれる恵那」を将来像に掲げ、「未来を担うひとを育む」「安心・健康に暮らせる」「安全・快適に暮らせる」「活力・魅力を生み出す」を基本方針とし、地域社会を維持するため人口減少対策への取り組みを集中的に推進することにより、将来にわたり市民が誇り・愛着を持ち住み続けるまちとして、今後のまちづくりの指針を明らかにしていることから、当該指針を踏まえ、各種施策を展開することとする。さらに、総合計画を基軸として各地域で策定した地域計画とも整合性を図りつつ、山村振興を推進する。